

# 東京都食品安全推進計画（平成 27 年度～平成 32 年度）概要

## 第 1 章 基本的な考え方

### 1 計画改定の趣旨

食品安全条例の基本理念のもと、全序的に取り組んできた施策の継続を基本としつつ、食品安全に関する諸課題や 2020 年（平成 32 年）東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据えた今後の課題を整理し、食品の安全を確保する施策を一層推進

### 2 基本的事項

#### ○ 計画の構成

- ① 生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系（基本施策）
- ② 重点的に取り組むべき施策（重点施策）
- ③ 推進計画の実施に向けた考え方

#### ○ 計画期間

平成 27 年度から 32 年度までの 6 年間

### 3 課題と対応の方向性

#### ○ 3つの「施策の柱」ごとに課題と対応を整理

##### 施策の柱 1 国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進

（課題）食中毒（ノロウイルス、大腸菌、腸管出血性大腸菌）等の発生  
海外の安全基準に対応した衛生管理システムの普及  
(対応) 事業者による自主的衛生管理の推進

- ・都独自の認証制度の普及
- ・HACCP システムの普及

##### 施策の柱 2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

（課題）食品流通のグローバル化の進展  
食品表示法の施行など新たな食品表示制度  
(対応) 海外を含めた情報の収集・分析・評価  
新たな食品表示制度の普及や体制の整備

##### 施策の柱 3 世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進

（課題）食品中の放射性物質モニタリング検査結果の周知  
都民自らが判断して食品を選択できる環境づくり  
食物アレルギーのリスクの低減  
(対応) 食品安全情報の世界への発信  
都民・事業者・行政の意見交換の場の充実  
総合的な食物アレルギー対策

## 第 2 章 食品の安全確保のための施策

### 1 施策の体系化

- 推進計画を総合的に実施するため、施策を体系化
- 「施策の柱 1」、「施策の柱 2」、「施策の柱 3」に基づき研究や人材育成など施策の土台となる取組を「施策の基盤」として、位置づけ

### 2 基本施策

- 都における生産から消費に至る食品安全確保施策（46 施策）について、「施策の柱」、「施策の基盤」ごとに一覧としてとりまとめ

### 3 重点施策

- 課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的に取り組む施策を基本施策から選定

#### 重点施策選定の視点

- I 食品安全に関する事件・事故の未然防止・拡大防止対策の充実
- II 国際動向を踏まえた自主的衛生管理の普及拡大や食品表示などの新たな制度への対応
- III 食品の安全に関する情報の世界への発信や関係者間の協力・相互理解の促進

### 都における食品安全確保施策の総合的な体系

基本施策（★：重点施策）

- ★1 東京都エコ農産物認証制度の推進
- ★2 國際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進
- ★3 國際基準である HACCP 導入支援
- 4 食品衛生推進員制度の活用
- 5 食品衛生自治指導員制度への支援
- 6 卸売市場での安全・品質管理者の活用
- 7 農産物や家畜の安全対策の普及指導
- 8 食品加工分野の技術に関する普及指導
- 9 事業者に対する講習会等の開催
- 10 家畜の病気や病害虫の発生状況の把握
- 11 食中毒の発生動向及び原因調査
- 12 食品の安全に関する先行的調査
- 13 ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査
- 14 海外情報や学術情報の収集
- ★15 食品安全情報評議委員会による分析・評価
- 16 食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の活用
- 17 農業、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査
- 18 農産物等の安全対策
- 19 と畜場における食肉の安全確保
- 20 地域監視
- 21 広域流通食品に対する監視
- ★22 輸入食品対策
- ★23 「健康食品」対策
- 24 自主回収報告制度の運用
- ★25 法令・条例に基づく適正表示の指導
- 26 消費生活調査員による調査
- ★27 食品安全対策推進調整会議による緊急時対応体制整備
- ★28 食品安全に関する健康危機管理体制の整備
- 29 卸売市場における危機管理対応
- 30 食品の安全に関する普及啓発・情報提供
- ★31 食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信
- ★32 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進
- ★33 総合的な食物アレルギー対策の推進
- 34 食品の安全に関する食育の推進
- 35 都民の自主的な学習に対する支援
- 36 食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映
- 37 都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保
- 38 相談等への適切な対応

### 施策の基盤

#### 安全を確保する 施策の基盤づくり

- 基盤となる調査研究・技術開発
  - 39 食品の安全確保のための生産・製造技術の開発
  - 40 試験検査法の開発・改良
  - 41 食品安全に関する基礎研究の推進
- 人材の育成
  - 42 食品安全に係わる人材の計画的な育成
- 区市町村、国等との連携等
  - 43 食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進
  - 44 食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進
  - 45 消費生活施策に関する自治体連携
  - 46 国や関係機関との連携、国への提案要求

## 第 3 章 推進計画に基づく施策の着実な推進

### 1 施策の推進体制

- 関係各局が適切に連携し、全序的に施策を推進
- 各種審議会等の意見や提言を活用し、施策を推進

### 2 推進計画の実施と見直し

- 重点施策を中心に進ちょく状況等を把握し、適切な点検と進行管理を実施  
⇒ 進ちょく状況を年度毎に食品安全審議会へ報告、中間時期に広く都民に公表
- 新たなリスクの顕在化等、計画の見直しや改定が必要な場合は食品安全審議会に諮問